

**災害救助法に基づく
「住宅の応急修理制度の
工事完了報告書等の提出**

住宅の応急修理を申し込まれた方は、できるだけ早く工事が完了するように、ご協力をお願いします。

また、「工事完了報告書」および「支払請求書」については、工事完了後、速やかに提出してください。

提出窓口 市役所3階
環境情報センター
(エレベーターホール脇)
問 建築指導課
(内線3941・3943)

**大規模小売店舗立地法に
基づく届出の縦覧**

(名称)石巻蛇田ショッピングセンター(石巻市蛇田内第9街区)、イオン石巻ショッピングセンター(石巻市蛇田西部土地区画整理事業15街区)およびサンエーショッピングプラザ(石巻市あけぼの一丁目1番2号)の大規模小売店舗に係る変更の届出内容を縦覧できます。

縦覧期間

(土日・祝日を除く)
石巻蛇田ショッピングセンター・イオン石巻ショッピングセンター
10月9日(火)まで
サンエーショッピングプラザ
10月22日(月)まで

ところ
商工観光課(市役所3階)、県東部地方振興事務所石巻地方振興情報コーナー(石巻合同庁舎)
※県のホームページでも縦覧できます。

石巻市写真公開展示プロジェクト公開展示の開始

震災に伴い市が拾得した写真等の展示については、一時、中断していましたが、ボランティアの皆さん等の協力により、専用のパソコンを使用して、写真等が探せるようになりました。パソコンで自分の写真等が確認できれば、返却することも可能です。

震災で失くされた写真等をお探しの方は、活用してください。

展示公開場所	開始日	展示公開日等
◎「思い出の写真」デジタル 公開センター ◎石巻市雲雀野町二丁目15-3 (石巻ブロック災害廃棄物処理業務JV事務所内)	7月14日(土)	毎週、月曜日および祝日の翌日は休み
◎市役所本庁舎 5階市民サロン内	7月17日(火)	毎週、土曜日、日曜日および祝日は休み
◎各総合支所		毎週、月曜日および火曜日が公開日

- ◎受付時間(閲覧時間) 各展示公開施設とも 午前9時～午後4時
- ◎閲覧できる方 震災により、写真等が流出し、探している方(※混み合う場合は、1人1回30分以内)
- ◎閲覧手続き 受け付けで住所、氏名、連絡先を明記すること
- ◎閲覧できるデータ 市内全体(各会場で閲覧可)

- ◎返却
 - 返却手続き 保険証や運転免許証等の身分証明書の提示が必要
 - 返却場所 本庁管内で拾得したもの…返却場所:デジタル公開センター
各総合支所管内で拾得したもの…返却場所:各総合支所(なお、市役所5階市民サロンでは当日返却できません)

◎お願い 現在、仮システムで運用しています。今後、データおよびシステム内容の向上を行いますので、ご了承ください。

問 防災対策課(内線4153)
各総合支所地域振興課



宮城県住宅再建支援事業 二重ローン対策

宮城県では、震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅ローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額(上限50万円)を補助します。詳しくは、お問い合わせいただくか、県のホームページをご覧ください。

受付期限 平成28年3月31日

申請手引きの配布場所・受付窓口
市都市計画課 ☎90-8051
各総合支所地域振興課・各支所
平日開庁日 午前8時30分～午後5時

申・問 宮城県土木部住宅課(※直接申し込み可)
☎022-211-3256

Eメール juutakup@pref.miyagi.jp

詳しくは Web で



http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/syokeisim/ritihou/ritihou_list.htm
問 宮城県経済商工観光部 工経営支援課商業振興班
☎022-221-2746

震災による倒壊家屋・事業所等解体撤去に関するお知らせ

倒壊家屋・事業所等の解体撤去につきましては、防災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された建物を対象に申請を受け付けています。

解体作業は、建物や現場状況等により完了まで数カ月かかる場合がありますので、解体撤去を希望する方は、お早めに申請してください。

すでに申請した方で、早めに解体撤去を希望する場合は、受付窓口までご連絡ください。

受付時間
午前9時～午後4時30分
(土日・祝日除く)

受付場所
市役所3階解体受付窓口
および各総合支所
申込締切 12月28日(金)まで
問 災害廃棄物対策課
(内線3367・3374・6311・6313)

平成23年台風15号災害被災者生活再建支援制度の手続きはお済みですか？

平成23年台風15号災害による被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期限は10月19日(金)です。
お早めの手続きをお願いします。

します。

支給の対象

- 石巻市に居住の世帯で、平成23年台風15号により
- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が大規模半壊した世帯
- ・住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

※震災で住宅が大規模半壊以上の被害を受け、住宅の修理後に再び台風15号で大規模半壊以上の被害を受けた場合は対象となります。

支援金の支給額

支給額は住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の合計額になります。

①基礎支援金

- ・全壊(100万円)
- ・解体(100万円)
- ・大規模半壊(50万円)

- ②加算支援金
- ・建設購入(200万円)
- ・補修(100万円)
- ・賃借(50万円)

※世帯人数が1人の場合は、各該当する金額の4分の3の額になります。

必要書類

- ①基礎支援金
 - ・支給申請書(台風15号用)
 - ・防災証明書
 - ・預金通帳の写し(申請者の名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号の記載があるもの)
- ②加算支援金
 - ・半壊または大規模半壊の防災証明書を受け、住宅を解体した場合は「滅失登記簿謄本」

・敷地被害により住宅を解体した場合は、敷地被害を証明する書類(敷地補修工事の契約書の写し等)

※市内に住民登録のない方は、居住地の住民票が必要です。

②加算支援金
・住宅を建設・購入、賃借および補修するときの契約書の写し

受付場所
市役所3階被災市民生活支援課・各総合支所

受付時間 午前8時30分～午後5時

申請期限
①基礎支援金 平成24年10月19日(金)
②加算支援金 平成26年10月20日(月)
問 被災市民生活支援課(内線3957)

日本政策金融公庫からのご案内～中小・小規模企業の皆さんへ～

東日本大震災復興特別貸付

日本政策金融公庫は、中小・小規模企業の皆さんへの支援を強化するため、融資制度を拡充・創設しました。

- 対象**
- 直接被害を受けた方
 - 間接被害を受けた方(上記対象の方と一定以上の取引がある方)
 - その他震災の影響により、売上等が減少している方等(風評被害による影響を含む)

融資限度額 7億2,000万円 **融資期間** 20年以内(据置期間5年以内)
利率 基準利率より最大0.5%引き下げ ※直接・間接被害を受けた方は、融資後3年間、基準利率より最大で1億円まで1.4%引き下げます。また、利率の引き下げ等の適用には、防災証明書等の提出が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問 日本政策金融公庫 ☎0120-154-505
午前9時～午後7時(土日・祝日を除く)